

## 守谷市介護人材確保対策事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、介護職員等の確保及び定着の支援を図るため、介護サービスの提供に係る資格を取得又は研修を修了し、受験手数料又は受講料等を負担した者に対し、予算の範囲内で受験手数料及び受講料等の一部を助成することについて、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業者 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定及び許可を受け、市内に所在する事業所を運営する者をいう。ただし、居宅療養管理指導事業所、福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所を運営する者を除く。
- (2) 介護職員等 介護事業者と直接雇用契約を結び、市内の事業所で勤務する者をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点で介護職員等であって、次条各号に掲げる対象となる資格を取得又は研修を修了した者
- (2) 本要綱による助成を受けた後、6箇月以上継続して当該事業所に勤務する者
- (3) 守谷市暴力団排除条例（平成23年守谷市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しない者

### (助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、受験手数料又は受講料等について、他の法令若しくは公的な制度に基づく助成金等の交付を受けている又は受けることを予定している場合は対象としない。

- (1) 次に掲げる資格の取得に係る受験手数料
  - ア 介護福祉士
  - イ 社会福祉士
  - ウ 介護支援専門員
- (2) 次に掲げる研修の受講料
  - ア 介護職員初任者研修
  - イ 介護福祉士実務者研修
  - ウ 介護支援専門員実務研修

- エ 介護支援専門員専門研修
- オ 主任介護支援専門員研修
- カ 認知症介護基礎研修
- キ 認知症介護実践者研修

(3) その他市長が認めるもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第2号イに掲げる介護福祉士実務者研修受講料の助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とし、介護職員等1名につき年間7万円を上限とする。
- (2) 前号以外の助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額とし、介護職員等1名につき年間5万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする介護職員等は、自らの勤務する介護事業者にその旨を申し出るものとし、申し出を受けた介護事業者（以下「申請者」という。）は、守谷市介護人材確保対策事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書
- (2) 受験手数料又は受講料等が確認できる書類
- (3) 受験手数料若しくは受講料等の領収書の写し又は受験手数料若しくは受講料等を支払ったことが確認できる書類
- (4) 試験に合格し、又は研修を修了したことが確認できる書類
- (5) 本人の身分を証明できるものの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象となる資格の試験に合格した日又は対象となる研修を修了した日の翌日から起算して1年を経過する日までに行わなければならない。

(助成金の交付及び不交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果について、守谷市介護人材確保対策事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた助成金を請求しようとするときは、守谷市介護人材確保対策事業助成金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し

なければならない。

(助成金に関する調査)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対し、助成対象経費の内容に関し報告を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(助成金の返還等)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受け、又は助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付すべき助成金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。